

国住指第 号
平成21年8月 日

各位

国土交通省住宅局建築指導課長

プレハブ住宅に係る型式部材等製造者の認証に関する点検の実施について（依頼）

今般、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の11に規定する認証を受けている型式部材等製造者が、当該認証に係る型式に適合しないプレハブ住宅の製造・新築を行っていたことが明らかとなりました。認証を受けている型式部材等製造者が建築基準法第68条の18に規定する型式適合義務を遵守していなかったことは、誠に遺憾です。

このため、すでに認証を受けている型式部材等製造者について、下記により調査を実施することとします。各位におかれては、国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする建築基準法の適切な運用及び遵守を図るとともに、国民の不信・不安を払拭するため、協力をお願いいたします。

記

1. 点検対象

法第68条の11の規定に基づき型式部材等製造者がプレハブ住宅について受けた認証

2. 点検方法

全社的に用いられているマニュアルや周知文書等について、型式適合義務を遵守する上で不適切な記載がないかどうか点検し、その内容を9月末日までに当職まで報告してください。

3. 報告書の提出先

以下の宛先に郵送で提出してください。

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省住宅局建築指導課 企画係（プレハブ住宅調査担当）

（代表番号：03-5253-8111（内線39-538） 夜間直通：03-5253-8514）

4. その他

今後、実際に建築されたプレハブ住宅について、設計図書等と型式の照合を行うサンプル調査を実施する予定ですので、貴社におかれては、誠実な調査の実施及び報告書の作成をお願いします。